

<p>復命の受理</p> <p>ア 副市長</p> <p>イ 部長相当職位</p> <p>ウ 次長及び課長相当職位</p> <p>エ ア、イ及びウに掲げる職位以外の役付職位並びに一般職員</p> <p>オ 附属機関の委員等 (ア) 宿泊を伴うもの (イ) 宿泊を伴わないもの</p> <p>カ 職員以外の者</p>			<p>の決定及びその復命の受理の場合に、総務部長及び人事課長の合議は外国旅行の実施の決定の場合に限る。</p> <p>政策調整部長 (国際交流室長) 総務部長 (人事課長) 政策調整部長 (国際交流室長) 総務部長 (人事課長) 国際交流室長 人事課長 国際交流室長 人事課長</p> <p>国際交流室長 人事課長</p> <p>国際交流室長 人事課長</p> <p>国際交流室長 人事課長</p> <p>旅行については、事前に人事課長(宿泊を伴う旅行については、人事課長及び財政課長)の合議を得ること。</p>
---	--	--	--

別表第 1 号の表 3 の部 11 の項中「企画調整課長の合議は計画策定に係るものに、」を「政策調整部長及び」に

<p>改め、同項第 1 号中</p>	<p>政策調整部長 (企画調整課長) (情報システム課長) 総務部長 (財政課長)</p>	<p>を</p>	<p>政策調整部長 (情報システム課長) 総務部長 (財政課長)</p> <p>政策調整部長及び情報システム課長の合議は、新規のものに限る。</p>	<p>に改め、同項第 2</p>
--------------------	---	----------	--	------------------

号ア中「(企画調整課長)」を削り、同項第 2 号イ、第 3 号イ及び第 4 号イ中「情報システム課長」を削り、同

大津市告示第261号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、平成27年11月16日から同月30日まで大津市役所建設部路政課において一般の縦覧に供する。
平成27年11月16日

大津市長 越 直 美

路 線 名	区 間	供用開始年月日
市道幹2116号線	大津市苗鹿一丁目字斜406番5地先から 大津市苗鹿一丁目字斜407番7地先まで	平成27年11月16日
市道幹2145号線	大津市野郷原一丁目字池ノ尻643番3地先から 大津市野郷原一丁目字池ノ尻643番6地先まで	平成27年11月16日

（平成27年11月16日揭示済）

大津市告示第267号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

平成27年12月1日

大津市長 越 直 美

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	医療の種類	指定年月日
キノシタ薬局	大津市粟津町17番11号 鶴屋ビル1階	育成医療及び更生医療	薬局	平成27年9月1日
漢方舎アルカ薬局	大津市本堅田六丁目35 番26号	育成医療及び更生医療	薬局	平成27年11月1日

大津市告示第268号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

平成27年12月1日

大津市長 越 直 美

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	医療の種類	廃止年月日
キノシタ薬局	大津市粟津町17番11号	育成医療及び更生医療	薬局	平成27年8月31日

大津市告示第269号

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき指定医療機関として新たに指定したものと及び指定医療機関のうち廃止の届出があったものについて、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成27年12月1日

大津市長 越 直 美

1 新たに指定したもの

名 称	所 在 地	申 請 者	指定の種類	指 定 年 月 日
ユタカ薬局ひえい辻	大津市下阪本六丁目16番16 号	株式会社ユタカファーマシー	調剤	平成27年 9月1日

医療法人輝翔会膳所うめおか歯科医院	大津市馬場二丁目 6 番 15 号 T & T 第 3 ビル 2 号 1 階	医療法人輝翔会	歯科	平成 27 年 9 月 1 日
キノシタ薬局	大津市粟津町 17 番 11 号 鶴屋ビル 1 階	キノシタ薬局株式会社	調剤	平成 27 年 9 月 1 日

2 廃止の届出があったもの

名 称	所 在 地	開 設 者	指定の種別	廃 止 年月日
膳所うめおか歯科医院	大津市馬場二丁目 6 番 15 号 T & T 第 3 ビル 2 号 1 階	梅岡 秀臣	歯科	平成 27 年 8 月 31 日
キノシタ薬局	大津市粟津町 17 番 11 号 鶴屋ビル 1 階	木下 貞良	調剤	平成 27 年 8 月 31 日

大津市告示第 270 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定に基づき医療扶助のための施術を担当する施術者として新たに指定したのものについて、同法第 55 条の 3 の規定により次のとおり告示する。

平成 27 年 12 月 1 日

大津市長 越 直 美

施術者氏名	施 術 者 住 所	施術所名称	施術所所在地	施術の種別	指 定 年月日
横谷 泰利	京都市山科区小野鐘付田町 18 番地の 10	り・ふぁいん整骨院	大津市馬場一丁目 11 番 2 号 森田ビル 1 F	はり きゅう 柔道整復	平成 27 年 10 月 1 日

大津市告示第 271 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定に基づき指定医療機関として新たに指定したものと及び指定医療機関のうち廃止の届出があったものについて、同法第 55 条の 3 の規定により次のとおり告示する。

平成 27 年 12 月 1 日

大津市長 越 直 美

1 新たに指定したもの

名 称	所 在 地	申 請 者	指定の種別	指 定 年月日
ユタカ薬局ひえい辻	大津市下阪本六丁目 16 番 16 号	株式会社ユタカファーマシー	調剤	平成 27 年 9 月 1 日
キノシタ薬局	大津市粟津町 17 番 11 号 鶴屋ビル 1 階	キノシタ薬局株式会社	調剤	平成 27 年 9 月 1 日

2 廃止の届出があったもの

名 称	所 在 地	開 設 者	指定の種別	廃 止 年月日
膳所うめおか歯科医院	大津市馬場二丁目 6 番 15 号 T & T 第 3 ビル 2 号 1 階	梅岡 秀臣	歯科	平成 27 年 8 月 31 日
キノシタ薬局	大津市粟津町 17 番 11 号 鶴屋ビル 1 階	木下 貞良	調剤	平成 27 年 8 月 31 日

大津市告示第272号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき医療支援給付のための施術を担当する施術者として新たに指定したものについて、同法第55条の 3 の規定により次のとおり告示する。

平成27年12月 1 日

大津市長 越 直 美

施術者氏名	施 術 者 住 所	施術所名称	施術所所在地	施術の種別	指 定 年月日
横谷 泰利	京都市山科区小野鐘 付田町18番地の10	り・ふぁいん整 骨院	大津市馬場一丁目11 番 2 号森田ビル 1 F	はり きゅう 柔道整復	平成27年 10月 1 日

公 告**都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 1 項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

平成27年11月 9 日

大津市長 越 直 美

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面 積	検 査 済 証	
			交付年月日	番 号
大津市仰木の里五丁目15番 1 号 株式会社ジンジ 代表取締役 松本 智子	大津市仰木一丁目字八チ谷337 番 1 の一部	2,849.09㎡	平成27年 11月 9 日	第1276号

（平成27年11月 9 日揭示済）

道路位置指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定による道路として、次のとおりその位置を指定した。

なお、関係書類は、大津市役所都市計画部建築指導課に備え、関係人の縦覧に供する。

平成27年11月11日

大津市長 越 直 美

地 名 ・ 地 番	申請人の住所・氏名	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	本数
大津市大萱二丁目字棕井1075番 3	大津市大萱二丁目13番17号 本郷 善明	21.37	5.20	1

（平成27年11月11日揭示済）

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 1 項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

平成27年11月16日

大津市長 越 直 美

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面 積	検 査 済 証	
			交付年月日	番 号
京都市中京区烏丸通錦小路上ル 手洗水町670番地	開発区域 大津市大江一丁目字江崎1586	開発区域 4,392.41㎡	平成27年 11月12日	第1277号

株式会社ハウストゥ 代表取締役 安藤 正弘	番 2、1597 番 3、同番 5、 1604 番 2、同番 3 及び同番 10 開発行為に関する工事の区域 大津市大江一丁目字江崎1577 番 2 の一部、1578 番 10 の一 部、1583 番 6 の一部、同番 10 の一部、同番 11 の一部、同番 13 の一部、1597 番 4、1601 番 10 の一部、1604 番 15 の一部及 び同番 16 並びに上記地先大津 市道	開発行為に関する 工事の区域 1,256.73m ²		
大津市別保二丁目 1 番 18 号 横田 和男	開発区域 大津市別保二丁目字野海道 853 番 1、同番 5、854 番 及び 855 番 1 並びに同町字別保 877 番 1 の一部並びに上記地先一 級河川兵田川及び大津市普通 河川等 開発行為に関する工事の区域 上記地先大津市道及び大津市 普通河川等	開発区域 2,309.06m ² 開発行為に関する 工事の区域 27.22m ²	平成 27 年 11 月 13 日	第 1278 号

(平成 27 年 11 月 16 日 掲 示 済)

企 業 局 管 理 規 程

大津市企業局管理規程第 15 号

大津市水道事業給水条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規程を次のように定める。

平成 27 年 12 月 1 日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

大津市水道事業給水条例の一部を改正する等の条例の一部の施行期日を定める規程

大津市水道事業給水条例の一部を改正する等の条例（平成 20 年条例第 33 号）第 2 条中大津市水道事業給水条例別表第 1 上水道給水区域の項の改正規定（「湖青二丁目」の次に「葛川坂下町（標高基準面 465メートル以下）、葛川木戸口町（標高基準面 360メートル以下）、葛川中村町（標高基準面 350メートル以下）、葛川坊村町（標高基準面 320メートル以下）、葛川町居町（標高基準面 315メートル以下）、葛川梅ノ木町（標高基準面 310メートル以下）、葛川貫井町（標高基準面 300メートル以下）、葛川細川町（標高基準面 300メートル以下）」を加える部分中「葛川坂下町（標高基準面 465メートル以下）」に係る部分に限る。）並びに同表葛川簡易水道給水区域の項及び坂下簡易水道給水区域の項を削る改正規定（坂下簡易水道給水区域の項に係る部分に限る。）の施行期日は、平成 27 年 12 月 7 日とする。